

‘15福井県民スポーツ祭ゴルフ競技 第21回福井県市町対抗ゴルフ大会

日 時：平成26年6月9日(火)・6月10日(水)

場 所：芦原ゴルフクラブ(湖コース)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ(規則27-1)
 - (a) アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
 - (b) 現にプレーするホールにおいて、球がアウトオブバウンズの境界を越えて他のホールのインバウンズに止まっても、その球はアウトオブバウンズとする。
2. ラテラル・ウォーターハザード(規則26)

ラテラル・ウォーターハザードは、赤杭または赤線をもってその限界を標示する。線と杭が併用されている場合は線がその限界を標示する。
3. 修理地(規則25-1)

修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を定める。ただし次の物を含む。

 - (a) 張り芝の継ぎ目：規則付I(B)4eを適用する。(ゴルフ規則163ページ参照)
スルーザグリーンの張り芝の継ぎ目(その芝自体を除く)は修理地とみなされる。
しかしながら、継ぎ目がプレーヤーのスタンスの障害となっても、それ自体は規則25-1に基づく障害とはみなされない。球がその継ぎ目の中にあるか、触れている場合、またはその継ぎ目が意図するスイング区域の障害となる場合、規則25-1に基づいて救済を受ける事ができる。
張り芝の区域内のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目とみなされる。**このローカルルールの違反の罰は、2打**
4. 動かさない障害物(規則24-2)
 - (a) 排水溝
 - (b) 人口の表面を持つ道路に接した排水溝(その道路の一部とみなす)
 - (c) 動かさない障害物と定義づけされている区域に近接し白線の引かれた区域は、修理地ではなくその障害物の一部とみなす。
 - (d) 障害物によって囲まれた花壇はその障害物の一部である。
 - (e) 電磁誘導カートのコンクリート軌道はその全幅をもってカート道路とみなす。球がその上にある場合は、競技者はゴルフ規則24-2b(i)による救済を受けなければならない。
このローカルルールの違反の罰は2打。
5. パッティンググリーン上の芝張り替え跡

パッティンググリーン上の芝張り替え跡は古いホールの埋め跡と同じステータスを持ち、規則16-1cに基づき修理する事が出来る。
6. ドロップエリア

8番ホールで球が池に入った場合指定ドロップエリアから打つ事ができる。

競技の条件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
2. 参加資格

プレーヤーは競技規定に定められた資格要件を満たさなければならない。
3. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。
4. 使用クラブの規格
 - (a) 『適合ドライバーヘッドリストの条件・付属規則I(C)1a』を適用する。
5. 使用球の規格

『公認球リストの条件・付属規則I(C)1b』を適用する。
6. プレーの中断と再開

- (1) 通常のプレーの中断(落雷などの危険の伴わない気象状況)については、ゴルフ規則6-8 b、c、dに従って処置すること。
- (2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組のプレーヤー全員がホールとホールの間に行ったときは、各プレーヤーは委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。1ホールのプレー途中であったときは、各プレーヤーはすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。プレーヤーがすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則33-7に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、そのプレーヤーは**競技失格**とする。この条件の違反の罰は、**競技失格(ゴルフ規則6-8 b注)**
- (3) プレーの中断と再開の合図について
 - 通常のプレーの中断：短いサイレンを繰り返して通報する。
 - または、サイレンを使用せず本部より競技委員を通じてプレーヤーに連絡する。
 - 険悪な気象状況による即時中断：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。
 - プレーの再開：1回の長いサイレンを鳴らして通報する。

7. 練習

ホールとホール間の練習禁止(規則7注2)『規則付I(C)5b』

ホールとホールの間では、プレーヤーは最後にプレーをしたホールのパッティンググリーン上やその近くで練習ストロークをしてはならないし、球を転がすことによって最後にプレーしたホールのパッティンググリーン面をテストしてはならない。この条件の違反の罰や処置は『ゴルフ規則付属I(C)5』を適用する。

8. 移動

本競技は競技者全員が移動用の機器の使用を認める。

9. キャディー(規則6-4注)

正規のラウンド中、プレーヤーはキャディーの使用を禁止する。

10. タイの決定

タイの決定は競技規定(開催要項)に定める。

11. ゴルフシューズ

正規のラウンド中、プレーヤーが金属製・セラミック製、または委員会がそれと同等と認めた鋳を有するゴルフシューズを使用することを禁止する。この条件の違反の罰は競技失格とする。

12. 競技終了時点

本選手権競技は、競技委員長の成績発表がなされた時点をもって終了したものとみなす。

13. 競技の成立

本競技の参加者全員が正規ラウンドを終了できなかった場合、委員会は競技成立について別途定めるものとする。

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、スターティングホールのティーインググラウンド付近に告示する。
2. 競技の条件11項で規制されるシューズ以外にもグリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. 予備グリーンは定義上「目的外のパッティンググリーン」であり、球が目的外のパッティンググリーン上にある場合、プレーヤーは規則25-3に基づいて救済を受けなければならない。
4. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を不当にあけないよう注意のこと。プレーを不当に遅らせた場合は、ペナルティを課す。
5. 練習は指定練習場にて行い、打ち放し練習場においては備え付けの球を使用し、スタート前の練習は1人1籠(25球)を限度とする。
6. ティーマーカーは男子の部 青色、女子の部 赤色とする。
7. プレー中、帽子を着用すること。
8. コース内は、携帯電話の使用をしないこと。
9. 競技委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
10. 距離計測用の電子機器の使用は禁止とする。

競技委員長 山岸 眞

『指定ドロップ区域』【注】

競技者が指定ドロップ区域からプレーする場合、ドロップや再ドロップについては次の規制を受ける。

- * 球をドロップする際に、競技者は必ずしも指定ドロップ区域内に立ってドロップする必要はない。
- * ドロップした球は必ず指定ドロップ区域内のコース上に最初に落ちなければならない。
- * 指定ドロップ区域を標示する白色の線は指定ドロップ区域内とする。
- * ドロップした球は必ずしも指定ドロップ区域内に止まらなくても良い。
- * ドロップした球が
 - ① ハザード内に転がり込んだ時
 - ② グリーン上に転がり込んだ時
 - ③ アウトオブバウンズ内に転がり込んだ時
 - ④ 最初に落ちた箇所から2クラブレングス以上転がって止まった時には、再ドロップしなければならない。
- * ドロップした際に球が指定ドロップ区域内のコース上に最初に落ちた箇所から2クラブレングス内に止まり、しかも前記で取り上げられているどの場所にも入っていない時には、ドロップした球が転がって行ってホールに近づいてもよい。
- * 前記の条件を満たしていれば、ドロップした球が転がって行って元の位置や推定位置よりもホールに近づいても良い。

服 装 規 定

(1) ハウスへの来場・退場時

- 必ず上着を着用すること。(スーツ・ブレザーなど)
- 服装はジャンパー・ブルゾン・ジーンズ・カーゴタイプ・スウェット・ジャージ・スリッパ・サンダル履き・つっかけは禁止。

(2) プレー時

- 安全上・健康上・必ず着帽(ひさし付)をすること。(クラブハウス内では脱帽)
- 襟付きスポーツシャツまたはタートルネックシャツを着用すること。(Tシャツ等に類似した襟の無いもの・小さいものは不可)。男性の裾出しは禁止。
- 短パン時のハイソックス着用は会場クラブの規定に従うこと。
- タオルを首に巻く・肩に掛ける・腰にさげるはしない。その他、会場クラブの規定に従うこと